

復興税の使い道

大分県立白杵高等学校 三年

笹田拓海

私は一つの記事が目にとまった。

がれきの処理は「復興税」というものによって賄われるということを知った。私は復興税というものについてよく知らなかったため調べてみると、「災害などにより甚大な被害を受けた地域を復興させるため、必要な財源を確保する目的で行う税制措置」ということが分かった。これらは、私たちの所得税、法人税、住民税の三つで構成されている。そこで私はこの復興税の使い道について考えた。

東日本大震災と熊本・大分大地震

で甚大な被害にあった地域の方々は今もなお、避難所生活や仮設住宅での生活を余儀なくされている方がいる。震災から五年がたった東日本大

震災の被災地はまだ昔の風景を取り戻すことができていないと考える。

しかし、震災直後は、東日本大震災についての報道がない日がないと言

うぐらい一日中報道されていたが、

今となって、まったく何も報道がなく被災地の現状について知る機会が

少なくなってしまう。しかし、現代人はインターネットで知ることが

できるため私は調べてみた。町なかからがれきは片付けられたように見

られたが、未だに中間貯蔵施設にため込まれている現状を見た。復興税

によってすぐに処理されるべきものが、まだそのままにされているのはどうなのだろうか。福島第一原発の

放射性汚染物質が土の中に埋められるだけで安全性はどのようなだろうか。私自身、何か心にひっかかるような気がする。

しかし、実際には復興税の使い道はがれきの撤去だけではなかった。

仮設住宅の建設やこれから先の学校などの公共施設の立て直しに加え、

これから先被災地も高齢化が進むため、高齢者への生活保護費の支援、

福祉サービス、医療も復興税に含まれている。テレビなどの報道では復

興税の使い道が問題視されている中で、私たちが知らない、また報道は

されていないところで復興税はしっかり使われていることを知った。そ

のため、まだ若い私たち高校生がまだこれから先、長い道のりになる復

興への道をしっかき達成していきたいと考える。